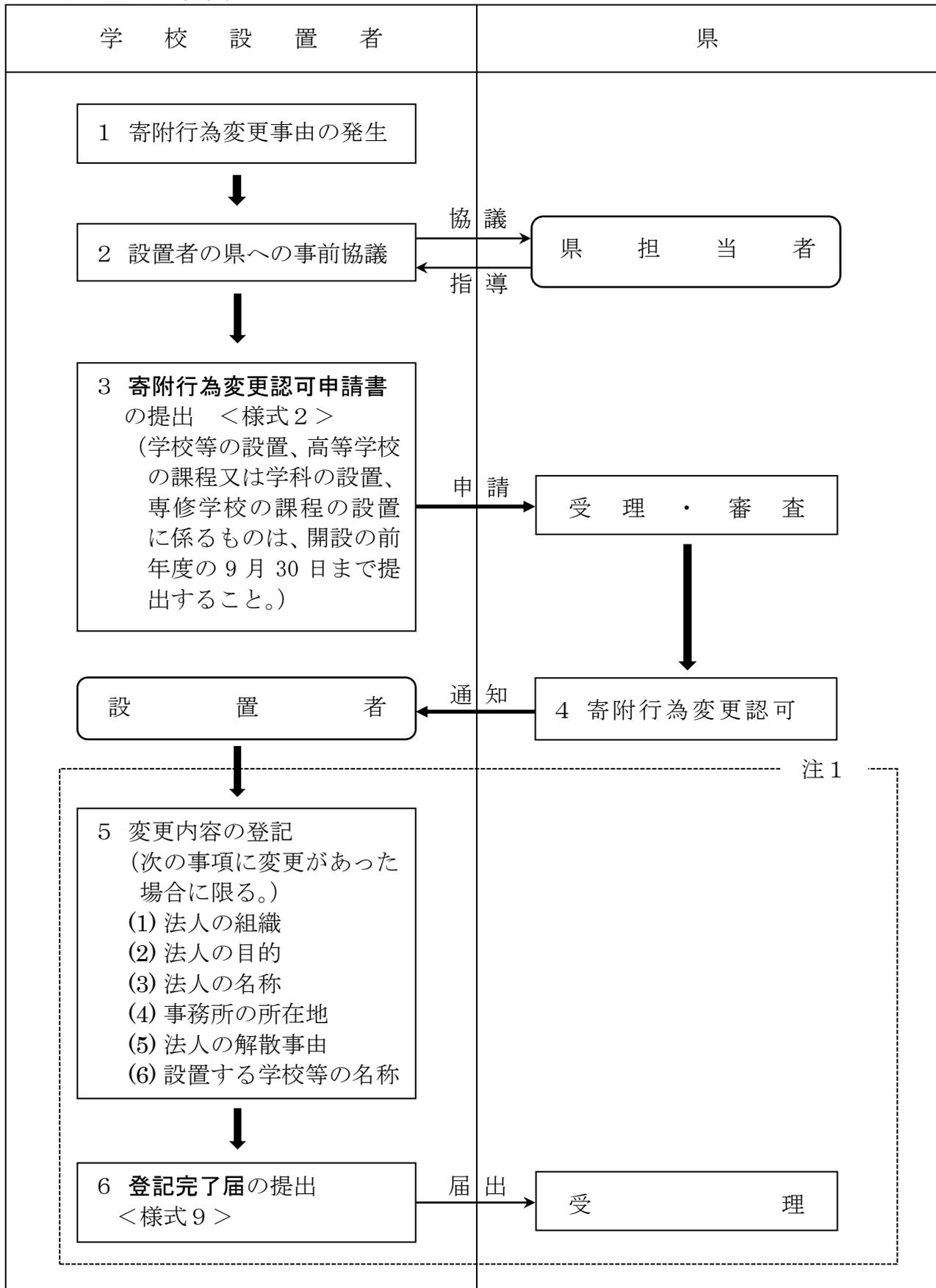


## 6 寄附行為の変更



(注) 1 変更内容が登記事項にかからないものである場合は、5～6の手続は不要である。

2 学校等の設置及び廃止を行う場合は、手続を同時に行う必要がある。